

日本臨床検査学教育協議会
令和5年度 第2回理事会

開催日：令和5年5月29日(月) 16時50分～17時51分

開催地：Zoomによるオンライン

理事数：20名(理事定数10名以上20名以内、定款第11条)

構成員数：理事20名、監事2名

出席者数：理事18名、監事2名

出席理事：坂本秀生(理事長)、三善英知、山藤 賢、中前雅美、市野直浩、小野川 傑、三浦昌人、吉田祥子、井口文子、大瀧博文、松林こずえ、野島順三、石井直仁、關谷暁子、多田達史、山口 聡、勝田 仁、高崎昭彦

出席監事：伊藤昭三、上原昭浩

オンライン開催ゆえ、参加者全員への音声確認、意思疎通が行えることを確認し、16時50分より理事会を開始した。

審議事項

第一号議案 令和5-6年度 理事の担当

令和5-6年度 理事について坂本理事長より、各理事の担当について以下の提案があり、審議の結果、承認された。

坂本 秀生	理事長
三善 英知	副理事長 総務部担当
山藤 賢	副理事長 渉外部担当、短期大学 専門学校教育部会
中前 雅美	副理事長 広報部担当、国家試験対策委員会
市野 直浩	副理事長 学術部担当
小野川 傑	常務理事
三浦 昌人	法務委員会
松田 洋和	調査研究委員会
吉田 祥子	調査研究委員会、編集委員会
井口 文子	国家試験対策委員会
大瀧 博文	国家試験対策委員会
松林 こずえ	地区部会委員会
野島 順三	将来問題検討委員会、大学大学院教育部会
石井 直仁	国際協力委員会
關谷 暁子	広報委員会
多田 達史	編集委員会
山口 聡	研修委員会
勝田 仁	学会運営委員会
高崎 昭彦	学術委員会
富山 智香子	学術委員会

第二号議案 日本臨床化学会「学生シンポジウム」共催

日本臨床化学会における「学生シンポジウム」への共催について、臨床化学分科会会長である石井理事より、以下の説明があり、審議の結果、承認された。

一般社団法人
日本臨床検査学教育協議会
理事長 坂本秀生殿

臨床化学分科会
会長 石井直仁

第 63 回日本臨床化学会年次学術集会「学生シンポジウム」共催のお願い

日本臨床化学会では「若手育成」の一環として、学生会員（専門学校・短期大学・大学の学生及び大学院生）であって臨床化学の発展への寄与が期待される優れた研究の発表を行う者に対して学会賞「JSCC Student Award」が授与されます。http://jscc-jp.gr.jp/?page_id=5338

審査方法は、学術集会の一般演題登録時に「JSCC Student Award」へエントリーした学生会員から抄録審査により「学生シンポジウム」のシンポジストが選出され、優れた研究の発表をしたシンポジストに対して学会賞「JSCC Student Award」授与されます。

日本臨床検査学教育協議会といたしましても、「学生育成」の一環として、日本臨床化学会と「学生シンポジウム」を共催し、学生に学会賞「JSCC Student Award」を目指していただくことはいかがでしょうか。シンポジストの経験や学会賞の受賞は、学生と臨床検査学教育の将来に財産となると存じます。

第 63 回日本臨床化学会年次学術集会「学生シンポジウム」の共催を希望いたします。ご高配を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

第 63 回日本臨床化学会年次学術集会「学生シンポジウム」

集会長：吉田 博（東京慈恵会医科大学・東京慈恵会医科大学附属柏病院 院長）

開催予定日：2023 年 10 月 28 日（土）

会 場：ソラシティカンファレンスセンター（東京都千代田区）

学術集会ホームページ：<http://jscc63.umin.jp/>

（演題登録期間が 6 月 1 日（木）となっております。）

問い合わせ先

石井直仁

日本臨床検査学教育協議会・臨床化学分科会

北里大学医療衛生学部医療検査学科臨床化学研究室

E-mail: naohito3@ahs.kitasato-u.ac.jp

第三号議案 役員選考の時期

現制度では理事及び理事長の承認が新年度になってから行われ、業務引継ぎが滞ることがあり、役員選考時期の変更に伴う諸規定及び会則の改正の提案が坂本理事長よりあった。具体的には役員選考規定にて、理事長候補者の決定は任期満了の前2ヶ月までの間を、任期満了となる事業年度終了の前6ヶ月までの間に実施できるような提案である。

また、選挙を対面のみではなく、電子投票システムを利用した選挙も行えるよう役員選考規定に追加し、それに関連する項目の修正が以下のように提案された。

審議の結果、重要な内容であり継続して審議を行うこととした。

新	旧
役員選考規程	
(選挙時期) 第4条 第2条の各号に掲げる事由が生じたときは、次の期間内に理事長候補者を定め、 総会において 選挙を行わなければならない。 一、理事長候補者の決定は <u>任期満了となる事業年度終了の前6ヶ月</u> までの間	(選挙時期) 第4条 第2条の各号に掲げる事由が生じたときは、次の期間内に理事長候補者を定め、総会において選挙を行わなければならない。 一、理事長候補者の決定は <u>任期満了の前2ヶ月</u> までの間
(被選挙権者) 第6条 被選挙権者は選挙公示の日をもって <u>臨床検査技師養成教育施設</u> に5年以上勤務し、引き続き正会員に2年以上 <u>属する</u> 常勤の教員とする。	(被選挙権者) 第6条 被選挙権者は選挙公示の日をもって <u>臨床検査技師教育施設</u> に5年以上勤務し、引き続き正会員に2年以上勤務する <u>常勤</u> の教員とする。
役員選考委員会内規	
第5条 役選委は理事長選挙に関する次の事務を管理し、これを行う。 <u>三、選挙権者の名簿および投票用紙の作成（電子投票システムを利用した選挙（以下電子投票）の場合、システムの設定）</u>	第5条 役選委は理事長選挙に関する次の事務を管理し、これを行う。 <u>三、選挙権者の名簿および投票用紙の作成</u>
(選挙期日) 第8条 <u>選挙は、理事長候補者決定後から事業年度終了までの期間で役選委が指定する日とする。ただし、急を要する事由等が発生したときは役選委によって別の日を設定することができる。</u>	(選挙期日) 第8条 選挙は、総会開催日とする。ただし、急を要する事由等が発生したときは役選委によって別の日を設定することができる。
第9条 選挙は役選委が作成した理事長候補者名簿に基づき投票を行う。 <u>2 前項の投票は以下の方法により行う、</u> <u>(イ) 直接または郵送投票の場合、役選委の指定する投票用紙を用い、単記直接無記名によって行う。</u> <u>(ロ) 電子投票の場合、役選委の指定するシステムを用い、1名選択式によって行う。</u> <u>(ハ) 上記2項目の併用にて行う。</u>	第9条 選挙は役選委が作成した理事長候補者名簿に基づき投票を行う。 <u>2 前項の投票は単記直接無記名によって行うものとする。</u>

会則

地区部会会則	
(組織) 第3条 本会は、地区ごとの <u>臨床検査技師養成教育施設</u> をもって組織する。	(組織) 第3条 本会は、地区ごとの <u>臨床検査技師教育施設</u> をもって組織する。

第四号議案 日本臨床検査振興協議会

会員校から問合せのあった、一般社団法人 日本臨床検査振興協議会へ本会の加盟につき、坂本理事長が同会事務局へ問合せの報告が以下のようにあり、入会に関する審議を行った。

一般社団法人日本臨床検査振興協議会の概要

〒103-0004 東京都中央区東日本橋 2-25-4 サンライズ 升和ビル 9 階

TEL:03-3296-7560 FAX:03-3296-7561、E-mail: jpcilt@jpcilt.org

平成 17(2005)年 4 月 臨床検査振興協議会として設立、令和 4(2022)年 4 月 1 日に一般社団法人日本臨床検査振興協議会として登記

目的

国民、行政および医療機関等に、広く臨床検査の重要性の理解を求め、その適正な活用を促進し、国民の健康に寄与することを目的とする。

事業

1. 臨床検査の重要性・有用性を国民および医療関係機関等に一層理解してもらうための広報活動
2. 社会保険診療報酬等、医療関係制度における臨床検査の評価を向上させ、適正な活用を促進するための行政および医療機関等への活動
3. 疾病の診断、治療および予防に必貴な臨床検査の指針等の普及、促進のための活動
4. その他、本会の目的を達成するために必要と判断される活動

加盟団体

一般社団法人 日本臨床検査薬協会 (JACRI)

一般社団法人 日本衛生検査所協会 (JRCLA)

一般社団法人 日本臨床検査医学会 (JSLM)

一般社団法人 日本臨床衛生検査技師会 (JAMT)

一般社団法人 日本臨床検査専門医会 (JACLaP)

審議の結果、会員校からの問合せとは言え、本会の加盟に関し、メリット及び懸念事項を確認する必要があり、結論を直ぐに判断せず、日本臨床検査振興協議会の活動を理解することを含め、継続して審議を行うこととした。

以上、予定していた報告及び審議事項を終え、Zoom でも滞りなく理事会を進行できたことを確認し、17 時 51 分に終了した。

令和 5 年 6 月 5 日

代表理事(理事長) 坂本秀生 印